

宮崎県中小企業特許出願等支援事業実施要領

制定 平成 25 年 6 月 10 日

改定 平成 26 年 4 月 17 日

平成 27 年 4 月 1 日

平成 28 年 4 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日

平成 31 年 4 月 1 日

令和 3 年 2 月 2 日

公益財団法人宮崎県産業振興機構

この要領は、公益財団法人宮崎県産業振興機構（以下「機構」という。）が、「宮崎県中小企業特許出願等支援事業助成金交付要綱」に基づき、日本国特許庁への特許出願及び意匠登録出願、外国への特許出願を行う県内中小企業者を支援する事業の実施に関し必要な事項を定める。

1 助成対象企業

以下の条件に全て該当する企業を助成対象とする。

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者であること。
- (2) 宮崎県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者であること。（本社機能を宮崎県外に有する場合は助成対象とならない。）
- (3) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者であること。
- (4) 助成を希望する出願に関し、国内または外国に特許権、または国内に意匠権が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を具体的に計画している中小企業者であること。
- (5) 本助成事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力する中小企業者であること。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1項に規定する暴力団、又は法人において役員が、個人事業者においては事業主が同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。

2 助成対象出願

助成対象出願は、助成金の交付決定の日が属する年度の4月1日から2月末日までの期間（助成対象期間）に特許庁への出願が完了する下記のいずれかに該当する出願とする。

- (1) 日本国特許庁への国内特許出願（PCT国際出願後の日本国特許庁への国内移行を含む。）
- (2) 日本国特許庁へのPCT国際出願
- (3) 日本国特許庁への意匠登録出願
- (4) 外国特許庁への特許出願（PCT国際出願後の外国特許庁への国内移行を含む。）

3 助成内容

【助成対象経費】

・日本国特許庁へ出願する場合

- (1) 日本国特許庁への出願手数料
- (2) 国内代理人に係る費用
- (3) 日本国特許庁への出願に係る経費のうち機構が必要と認める経費

・外国特許庁へ出願する場合

- (1) 外国特許庁への出願手数料
 - (2) 国内代理人に係る費用
 - (3) 現地代理人に係る費用
 - (4) 翻訳に係る費用
 - (5) 外国特許庁への出願に係る経費のうち機構が必要と認める経費
- (注1) 各助成対象経費は、助成対象期間内に特許庁への出願が完了した経費とする。
- (注2) 審査請求に係る経費については対象外とする。
- (注3) 日本国内における消費税及び海外における返還される可能性のある税金は助成対象としない。
- (注4) 出願を行うにあたっては、特許業務法人、若しくは、弁理士法（平成12年法律第49号）第7条に規定する有資格者を代理人として実施した経費のみを対象とします。

【助成率】

助成対象経費の2分の1以内（千円未満は切捨て）とする。共同出願の場合は、出願に関して交付決定を受けた者が支出した助成対象経費のみを助成対象とする。

【助成限度出願数及び限度額】

1企業に対する年度内の助成出願数は、2出願を限度とする。

・日本国特許庁へ出願する場合

- (1) 国内特許出願：1出願につき15万円を上限とする。
- (2) 意匠登録出願：1出願につき15万円を上限とする。
- (3) PCT国際出願：1出願につき25万円を上限とする。
- (4) PCT国際出願後の国内移行：1出願につき15万円を上限とする。

・外国特許庁へ出願する場合

- (1) 特許出願：1出願につき25万円を上限とする。
- (2) PCT国際出願後の国内移行：1出願につき25万円を上限とする。

4 公募期間および公募方法

- (1) 公募期間 5月1日から1月31日まで（1月31日が土曜日または日曜日の場合は直後の月曜日までとする。）
- (2) 公募方法 機構のホームページ等において公募する。

5 応募方法

「宮崎県中小企業特許出願等支援事業助成金交付要綱」様式第1号の「助成費用申請書」に必要事項をご記入の上、添付書類とともに機構へ持参または郵送にて応募を行う。

(注) 複数の出願の助成費用を申請するときは、1つの出願につき、助成費用申請書をそれぞれ個別に提出すること。

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分の間とする。（土・日・祝日を除く）

郵送の場合は、公募期間末日必着とする。

提出書類は、審査の結果を問わず返却しない。

【書類必要部数】

- ・宮崎県中小企業特許出願等支援事業に係る助成費用申請書：1部（正1部）
- ・添付書類：各1部

6 助成対象企業等の決定

機構が設置する審査委員会において審査の上、助成企業等を決定する。審査委員会は、申請者から申請内容の説明（プレゼンテーション）により実施する。なお、審査の経過や内容については一切公開せず、個別の問い合わせにも応じない。

7 実績報告書の提出と助成金の額の確定及び交付

(1) 助成企業は、特許の出願が完了した日から起算して30日以内又は交付決定年度の末日のいずれか早い日までに実施報告書及び関係書類を提出しなければならない。なお、交付決定以前に出願が完了している企業については、交付決定から30日以内又は交付決定年度の末日のいずれか早い日までとする。

(2) 助成金の額の確定は、助成企業から提出される実績報告書について、審査及び必要に応じて行う現地調査等によって行い、確定後の助成金の一切は交付決定者に対し口座振り込みによる精算払いとする。

8 査定報告

助成企業は、助成を受けた出願について査定の通知があったときは、速やかに報告しなければならない。

9 個人情報の取扱

申請書等に含まれる個人情報は、当該事業の選考、選考結果の通知及び連絡等にのみ使用する。ただし、助成企業名及び事業名は当機構ホームページ上で公表を行う。

10 不測の事態への対応

天変地異、感染症などの不測の事態により、この要領の定めにより難しい場合の対応については、理事長が別に定める。